

売買参加者承認取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。）第30条第3項の規定に基づき、徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における売買参加者の承認について必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 売買参加者の承認は、次の各号に掲げる要件を満たす者に対して行うものとする。

- (1) 年齢満20歳以上の者で、申請に係る取扱品目の部類に属する物品の販売又は加工等の業務について2年以上の経験を有する者
- (2) 申請人が法人である場合にあっては、常時取引に参加する者が前号の要件を備えていること。
- (3) 市場業務の円滑な運営を確保するため、売買取引の保証がされる者であること。
- (4) 申請者が関係業者に対して著しく遅延した支払債務を有していない者であること。
- (5) 国税及び地方税の納税義務を履行している者であること。
- (6) 第一号に規定する業務について、市場における仲卸業者からの年間（前年の申請月から申請月の前月までの間をいう。）買受額が別表第1の実績を有することが証明できる者であること。

(知識の認定)

第3条 卸売業者が行う卸売に参加するのに必要な知識の認定は、講習その他の方法により行うものとする。

(承認の取消し等)

第4条 徳島市中央卸売市場業務条例（令和元年徳島市条例第27号。）第29条第4項第2号及び第31条に規定する売買参加者としての必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 買受代金の支払いを怠ったことにより売買差止めの処分を受け、その日から起算して1ヶ月以内に支払いを完了しなかったとき。

(2) 買受代金の支払いを怠ったことによる売買差止め処分が1年に3回以上に及んだとき。

(買受額の変更)

第5条 第2条第6号に規定する買受額について著しい物価変動が生じた場合は、必要の年ごとに改正するものとする。

(名義の変更)

第6条 売買参加者が死亡、疾病その他特別の事情により就業が不能となったときは、その者と同一事業所で共に就業し当該売買参加者の業務を引続き営もうとする者に対し、売買参加者の名義変更の承認をすることができる。

2 前項の承認については、徳島市中央卸売市場業務条例及び同施行規則に違反することなく第2条(第2号、第6号を除く)の承認基準を満たすものに限る。

(定めのない事項の処理)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

別表第1

水産物部	6,000千円以上
青果部	6,000千円以上

附 則

1 この要領は、令和2年6月21日から実施する。